

J A M 政策NEWS

2011年7月26日 第2011-22号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

被災者雇い入れ・職業訓練を実施する 中小企業事業主に助成金

7月26日から、成長分野等人材育成事業を拡充し、東日本大震災の被災者を新規雇用・再雇用した中小事業主が、その労働者に職業訓練（Off-JT、OJT）を行う場合は、業種を問わず訓練費が助成されます。

【支給対象事業主】

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. 次の または に該当する中小企業事業主であること。
青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。

新規に雇い入れた被災離職者等にOff-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。

【支給対象となる職業訓練計画・職業訓練コース】

助成金の支給を受けるためには1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成する。

<職業訓練計画の要件>

1. 新たに配属した職種・部門に業務に関する訓練であること。
2. 1コースの訓練時間が10時間以上であること。
3. 職業訓練計画の実施期間が原則1年であること。

【支給額】

Off-JTは、事業主が負担した訓練費用。

OJTは、対象労働者1人につき1時間あたり600円。

（1コースの上限は、合計20万円、1人あたり3コースまで）

【受給手続き】

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出する。労働局またはハローワークが職業訓練計画を認定したら、認定された訓練計画に基づき訓練を実施する。訓練終了後2ヵ月以内にハローワークに支給申請し、助成金を受給。

詳細はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001juwt-att/2r9852000001juyj.pdf>